際 宅 配便約 款

認認 可可日番 平国 - 成 国 2 個 6 物 年 1 月 9

8 0 日 3

1 (適用範 1 株式会社 の「国際宅配便サー

律 運 る 、しま 第 送 航 こま 8事運 (表) 第一 ビス (第8項に規定する事業をいいます。) として提供x物の国際運送)に係る第2種貨物利用運送事業(貨量する者をいいます。)が行う貨物の国際運送(又航空運送事業者(航空法 (昭和27年法律第23 ものです。 開運送事業法 該運送を利用-() 1 8 平 7 項 成元年法(に規定す

第 2 (定 義) 、まけ。 「関して会社と契約を締結した当事者として、運送状にその氏名兄に関して会社と契約を締結した当事者として、運送状,といる た地の一荷受人宛て、一通の運送状で運送される一個又は数個の小 た地の一荷受人宛て、一通の運送状で運送される一個又は数個の小 た地の一荷受人宛て、一通の運送状で運送される一個又は数個の小 たいう) により、一荷送人から、一時に、一箇所に が一ピス」(sgx)を提供するSGムービング株式会社をいいた たいう) たいう) には、一個文は数個の小 が一ピス」(sgx)を提供するSGムービング株式会社をいいた で行うことをいいます。 で行うことをいいます。 で行うことをいいます。 なす。 剱個の小荷一箇所で受

(名又は いう) います。

運送状にその氏名又は名称が記載されている

されたワルソー条約」(以下、「モン5日モントリオールで署名されたモン年にヘーグで改正されたワルソー条約」条約」(以下「ワルソー条約」といす。1929年10月12日ワルソーチ。1929年10月12日ワルソー

第2章 運送の引き受け (運送状) 第3条 1、荷送人が貨物の運送を委託するときは りません。運送状の作成は、荷送人の依頼により りません。運送状の作成は、荷送人の依頼により ついての責任は荷送人にあります。 (1) 荷送人の氏名・住所・電話番号 (2) 荷受人の氏名・住所・電話番号 (3) 明細 (Description) (4) 荷送人の署名・年月日 (5) 会社の受取署名・年月日 (5) 会社の受取署名・年月日 (6) 申告価格 (6) 申告価格 (7) 個数・重量

(インボイス)を作成し、会社に交付しなけせ条 荷送人は、通関手続きに必要とされる場(通関用送り状(インボイス)) ればは りま物 が内容に基づ

ないことを保証するt ただし、点検したこと ただし、点検したこと ものでよ はり認 はありません。り当該貨物の運送認めた場合、必要 送が、事 発項 地つい 経て 由貨 及の び内 目宏 地点 に 違 反 し

求し、又は 対ればなりま 第6条 荷造り 荷送人の責任の責任 任は 担によりが運 貨物の足送に適い の運送に適いといるのとし、 適する荷造りを行います。と認められる場合、会社は荷法と認められる場合、会社は荷法、荷送人は貨物の運送に適する。 送る な荷造

幣 硬貨)

A危険物規則に

(1)受の制限)

全・銀・白金その他の貴金属、ダイヤモンドを含む貴石及び半貴石、各別のよゆる種類の宝飾品、その他の貴金属、ダイヤモンドを含む貴石及び半貴石、各別のよめる連貫・料金表の規定を超える。
(1)重量、容積、金額については、別途定める運賃・料金表の規定を超える。
(1)重量、容積、金額については、別途定める運賃・料金表の規定を超える。
(1)重量、容積、金額については、別途定める運賃・料金表の規定を超える。
(2) 貨物が以下に掲げる貨物については、別途定める運賃・料金表の規定を超える。
(3) 金・銀・白金その他の貴金属、ダイヤモンドを含む貴石及び半貴石、各別のよりに掲げる貨物に入り、文書により特約をし、付保した場合は除く)
(3) 動体物 (4) 要取しやすいもの (4) 要取り、大器用爆薬並びに火器 (5) 要取しやすいもの (5) 保護性個体 (5) 要取り、水銀 (5) 要取り、大器用爆薬並びに火器 (6) 要取り、水銀 (6) 要取り、大器用爆薬並びに火器 (6) 要取り、大器用爆薬並びに火器 (6) 要取り、大器用爆薬がびに入いる質が (6) 要取り、大器に関する場合により、大器に関する場合によりをの輸出 (6) 要求 (6 によりその輸送、 輸

(運賃料金) (運賃料 結を引き受けた場合には、通し運賃料金に会社にその金額を支払うものとします。課徴金、その他の負担金を含みません。配料、通関料、運賃、取扱い手数料等を運賃料金」とし、その明細は会社が定め よう。もし、会社やを含みます。 は別に保

6、料金表は航空運賃の改訂、その他の経済変動により改訂することがあります。5、荷受人が負担すべき金額を支払わない場合は、荷送人がその責任を負わなければなりません。その費用及び負担金は、依頼人により収受します。4、会社が、荷送人または荷受人の依頼に基づき通常の範囲を超える手続きや作業の提供をした場合は、4、会社が、荷送人または荷受人の依頼に基づき通常の範囲を超える手続きや作業の提供をした場合は、

がその責任を負われのでである。 運賃料金は ねめばる なりません。 場合があります。 その退原則として運送の引受時 においる 荷い 『受人により支払いが、ただきます。 なお、 無例 が ときに

とると

一任され、最善の方法をと 第11条 会社は、貨物の取 (運送経路とその方法) 一任さ とした す。関 送に ti 段、 経

取

貨物の 引渡

と受又に1 こします。 (人に代わり荷受人の為に貨物の引渡しを受けてくれる者)に、貨物(は代理人とみなされる者(荷受人取扱い窓口、管理人、家族、同居に荷受人が不在の場合又は直接荷受人に引渡しができない場合は、荷に 会社は、運送状に記載された場所で、荷受人に貨物を引渡し12条 会社は、運送状に記載された場所で、荷受人に貨物を引渡し 8の引渡しをよろ人、隣人又には大、隣人又になっただ する おが これが、 ことがで 受人の同 を を は い 限り ができるもの同僚等では限り、代理・時、その場 の荷人所

2、前項の規定する指図の請求及びその指図に従って行った処荷送人に対し相当の期間を定め、貨物の処分につき、指示をを怠り、若しくは拒んだとき、又はその他の理由により、貨弗13条 1、会社は、運送状の荷受人が記載された住所にいて**(貨物の引渡しが出来ない場合の措置)** 処分に要した費用は荷送人の負担とを求めます。 貨物の引渡しができないときは、遅貨物の引渡しができないときは、遅 一帯なく、

(引渡しが出来ない貨物の処分)
(引渡しが出来ない貨物の処分)
(引渡しが出来ない貨物の処分)
(引渡しが出来ない貨物の処分)
(引渡しが出来ない貨物の処分)
(引渡しが出来ない貨物の処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対し通知しることができます。
ただし、貨物が変質又は腐敗しやすいものであるときは、直ちに貨物の売却ることができます。
ただし、貨物が変質又は腐敗しやすいものであるときは、直ちに貨物の売却のことができます。
ことができます。
ことができます。
ことができます。
ことができます。
ことができます。
ことができます。
ことさは、前項の規定により処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対し通知した費用及びその他の立替金等に充当し、不足があるときは荷送人にその支払いを請した費用及びその他の立替金等に充当し、不足があるときは荷送人にその支払いを請した費用及びその他の立替金等に充当し、不足があるときは荷送人にその支払いを請した費用及びその他の立替金等に充当し、不足があるときは荷送人にその支払いを請します。 そ分3のを0 他の処分を、ひ日を経過し

でで及び、余

(留置権の行 使)

との運送契約によって全款により、荷送人と締せします。 一句 でいる しん をおいる できるものとして はいい 運賃・料金、立社社は、運賃・料金、立社 る金、かった かそるの 費他 用の支払 いがなされる。 三貫 当 当 玄全 て 貨の の用の

社がた 人約に 送基人づ のい 渡しを

第 4 章

損害を受

(危険回避の処置と損害賠償) 第17条 1、会社は、運送中に貨 等化等の処置を行うことができま た損害については、荷送人が責任 た損害については、荷送人が責任 た損害については、荷送人に応 果生じた損害については、会社責任を負わなければなりませんきます。この場合、当該貨物のに応じ何時何処でも運送の中断になりの性質、欠陥等により人に 会社は責い人もし 置に係る費用及びそれに貨物の点検取り卸し、 out しくは他の物品に害がR によりもたらさい破壊、破棄又は欠んだ場合又は「

名(又は押印)がなされ 1、貨物が、何等苦情* スは受領 送書上 約に事 従 故 い等 どされたこの記載がなく、

会社に提出

なけ

れば、

日日以以

(クレームの期間及び方法)

(3) 貨物に減失があった場合は、運送状発行の日から120日以内に3) 貨物に関する損害賠償の請求は、次の各号の期間内に文章をもって、会との証拠となります。
(1) 貨物に関する損害賠償の請求は、次の各号の期間内に文章をもって、会との証拠となります。
(2) 貨物に関する損害賠償の請求は、次の各号の期間内に文章をもって、会との証拠となります。

2、前項の期間の 運送の中止の日 第19条 1、素 即項の期間の計算方法はの中止の日から起算し9条 1、責任に関する

仏は、発は、

元地国の法律の1年の期間内に4、到着地で荷1

規提受 規起した

従います。 なければ、 貨物を引

なき

り渡

渡すべ

2、会社に対するK 約を締結した営業 第20条 1、会は (裁判の管轄) K社に対する訴訟の締結した営業所の 続 在 る の訟 地判所発 国の法律、光地国の りけの ります。ければなりの住所地、 ま会

響れ 2 響を及ぼすものではありれらの法令と抵触しないれらの法令と抵触しないにない。 (約款の適用と法令) りま限しが、 んに約、お い法 て律 用政府 れの規 そは要 効は 定に影